

社会資本整備審議会
都市計画・歴史的風土分科会 都市計画部会
第六回 公園緑地小委員会

日 時 平成19年4月23日
15:30～17:00
場 所 小田原市役所 全員協議会室

議 事 録

【公園緑地課長】 それでは、大変長らくお待たせいたしました。本日は、お忙しいところお集まりをいただきましてまことにありがとうございます。

また、先ほどの現地視察に大変快くご対応を賜りまして、さらに、この小委員会の会場を用意していただきました小田原市ご当局に対しまして心から御礼を申し上げます。特に、K専門委員にはみずからご案内、ご説明役を大変お忙しい中ちようだいいたしまして、この場をおかりいたしまして厚く御礼を申し上げる次第でございます。

開会の前に、K専門委員から、現地視察の状況などを踏まえまして一言ごあいさつをいただきたいと存じます。どうぞよろしくをお願いいたします。

【K専門委員】 皆さん、こんにちは。きょうは委員長はじめ委員の皆様、大変お忙しい中を遠路私ども小田原市までお越しをいただきまして、いろいろとご視察を長時間いただきまして、大変ありがとうございます。また、お疲れさまでございました。

なお、また国土交通省の皆様方におかれまして、お忙しい中、いろいろとご準備いただきましたり、おつき合いをいただいたところでございます。心から感謝を申し上げたいと思います。

ご承知のとおり、小田原市は小田原城を中心とした城下町でありますけれども、明治20年に国府津まで鉄道が開通すると、別荘地といたしまして一躍脚光を浴びました。その後、丹那トンネルができたりいたしまして、小田原駅が開けてきたわけでありますけれども、多くの財界人が本日ご視察いただきました板橋や南町など、別邸を構えたわけであります。

その後、これらの庭園が個人では維持が難しくなりまして、民間企業所有となった後に、資産処分等で取り壊され、残念ながら多くの別荘地は宅地分譲されました。小田原市では、歴史的建造物の保存、活用を図るために、「小田原ゆかりのすぐれた建造物」保存要綱によりまして認定をいたしました。静山荘、これは望月軍四郎の別荘でございますし、あるいは山月、これは大倉喜八郎の別邸でございます。これら4件の建造物への補助制度によりまして、カヤぶき屋根のふきかえなどの大規模改修では、所有者の経費節減を図っているわけですが、維持・保全にかかる所有者の負担は依然大きいのが現実であります。

ご視察いただきました小田原文学館と松永記念館老櫓荘は、先般日本の歴史公園100選に選定されました。文学館のある西海子地区、葉桜になっておりましたが、あの通りは美しい日本の歴史的風土100選にも選定された通りでございます。

また、敷地内に小田原城の土塁が残っております黒田長重の別邸、清閑亭というのがございまして、これは国の有形文化財に登録されておまして、今年度文化財の補助制度により取得を予定いたしております。

小田原市では、歴史的園地や文化遺産の保存・活用と自然・歴史・文化資源を生かしたまちづくりの推進を図っているわけですが、これら次世代に継承すべき財産であります庭園等の保全・活用については、広大な敷地の取得や維持管理等にかかる財政負担が大変切実な問題となっておりますことから、今後ともご支援をよろしくお願い申し上げます。

なお、ちょっと話が余談になりますけれども、今、まち中を歩いて多少のご説明をさせていただきました。実は、きのう小田原市議員選挙が行われまして、当選した議員さんのところに夜中の3時まで回っておりまして、頭がボーっとしておりますので、ろくな説明ができなくて恐縮でございましたけれども、小田原は大震災が80年おきくらいに来まして、城址公園の周辺は多少は残っておりますけれども、あとはほとんど城下町らしいまち並みは残っておりません。そんなことで、城下町とは言っておりますけれども、新しい城下町をここに作り上げていくために、江戸時代の城下町をただどこかからかりつつも、それは所詮物まねになりますので、どうしたら新しい未来の小田原らしい城下町ができるかということに専念推進してきているわけですが、その中で、例えば高さの規制もやらせていただきました。松永記念館から見まして、海のほうを見ますと、変なペンシルマンションみたいなものができてしまったり、いろいろ、もう既に景観は壊されているわけですが、何とかこの辺でとどめたいということで、高

さの規制を都市計画区域全域に、日本で最初に行いました。あるいはまた景観も、これは全市域全体に景観条例、色彩やデザイン等もしっかりと基準も決めまして、これも全国で初めて全市内一斉にということでございますけれども。そのほか、屋外看板等も非常に厳しい。例えばコココーラの看板の色も白と赤の位置を逆にさせていただくとか、そんなようなことまでお願いして、今広告規制等も重点区域では行っておりまして、新しい城下町づくりの一応秩序というか、ルールというか、そういうものが敷き始めたというか、そんなことは始まりの年であります。

その節に、それぞれご専門の専門家の皆様方にこうしてまち中を、お忙しい中少しでも回っていただきましたことに、ほんとうにありがたく嬉しく思っているところでございます。今後とも小田原市のことにつきまして、いろいろとまたご指導いただきますようお願い申し上げます。御礼のごあいさつとさせていただきますと思います。ちょっと長くなって恐縮でございます。ほんとうにありがとうございます。きょうはよろしくお祈りいたします。

【公園緑地課長】 ありがとうございます。

それでは、ただいまから、社会資本整備審議会 都市計画・歴史的風土分科会 都市計画部会 第6回公園緑地小委員会を開催させていただきます。私、司会を務めさせていただきます公園緑地課長の小川でございます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

まず初めに、社会資本整備審議会委員である皆様の任期は、平成19年2月26日までとなっております。翌日の27日に社会資本整備審議会委員の改選が行われております。その際、委員である皆様におかれましては、全員再任をさせていただきましたことをご報告申し上げます。また、委員の改選に伴い、本来であれば再度小委員長を互選していただき、小委員長代理を指名していただくところでございますが、事務局としましては、引き続きB委員に小委員会委員長を、D委員に委員長代理をお願いしたいと思っておりますが、皆様よろしくうございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【公園緑地課長】 ありがとうございます。それでは、B委員及びD委員に引き続きよろしくお願いいたします。

なお、D委員、A委員、C委員、E委員、G臨時委員、M専門委員におかれましては、本日も都合によりご欠席でございます。

本日ご出席いただきました委員は、現時点で13名中7名でございます。議事運営第5に定めます定足数を満たしておりますことをご報告申し上げます。

次に、配付資料でございます。お手元に、一覧表とともに資料1から3と、参考資料1から4まで、合わせて7種類の資料をお配りしてございます。ご確認をいただきまして、過不足がございましたら申し出ていただきたく存じます。参考資料の2につきましては、未定稿のため委員のみにお配りしておりますが、前回の議事録でございます。内容等に修正がございましたら、事務局までご連絡をお願いいたします。それから、資料と別にお手元の左側に少し補足の資料といえますか、お配りしてございます。1つは、国営沖縄記念公園を舞台にしまして、イルカのフジの人工尾びれプロジェクトを追った実話をもとに製作されました映画が7月7日に封切りになるということで、その試写会のご案内でございます。国営公園行政をいろいろやっているなということで、もし試写会にも出てみようじゃないかということでございましたら、ご連絡を事務局のほうにお願いできたらというふうに思っております。

もう1つ、K専門委員のお話にもありましたが、美しい日本の歴史的風土100選のほうの資料でございます。100選の関係のパンフレットと、その記念フォーラムのチラシをおつけしてございます。

それでは、早速でございますが、議事に移らせていただきたいと思います。これからの進行は委員長、どうぞよろしくお願いいたします。

【委員長】 それでは、引き続き小委員長ということで、ぜひ皆様、ご協力よろしくお願いいたします。

本日はお忙しいところをお集まりくださいまして、まことにありがとうございました。また、既に公園緑地課長からもお話がありましたが、委員会に先立ちまして、いろいろ視察で大変お世話になりました。この場をおかりして、また再度お礼を申し上げたいと思います。

さてそこで、議事次第に従いまして議事に入りたいと思いますが、既に（１）の委員の改選報告、委員長の互選及び委員長代理の指名については終わっております。

本日は（２）でございまして、次期社会整備重点計画に向けた中間とりまとめ（案）についてということでございまして、既に前回の小委員会でもかなり長時間議論しております。本日はそれを踏まえた字句の修正等についてご紹介があると思いますが、委員会に先立ちましてまた視察等でも十分に時間をとっておりますし、また、いろいろ遠路からお集まりいただいておりますので、もし議事が円滑にいくようでありましたら、一応議事次第では17時30分となっておりますが、多少コンパクトにご説明いただきまして、我々もコンパクトに発言をするということで、5時くらいをめどにできれば。というのが、やはりいろいろこの場所もおかりしているということもありますので、ご帰宅の都合もあるかと思っておりますので、できれば、もし仮に円滑に進めばという前提条件つきでございまして、進めたいということでよろしくお願ひしたいと思っております。

では、早速でございまして、資料説明の中の主に要点に絞ってご説明いただきまして、その後討議をしまして、一応5時目標ということで終了ということで進めたいと思っておりますが、よろしゅうございましてか。では、そういうことで、よろしくお願ひしたいと思っておりますし、また、ちょっとご都合で早目という方があれば、どうぞ遠慮なく、それは途中退席等あっても結構ですので、よろしくお願ひしたいと思っております。

では、早速でございまして、資料説明をお願いいたします。座って、どうぞよろしくお願ひいたします。

【事務局】 それでは、お手元の資料でご説明申し上げます。

最初に、ちょっと変則的になってしまうんですけども、資料3のほうで今後のスケジュールというのをごらんいただきたいと思っております。もう、とりまとめに向かった段取りが進んでおりますので、その中できょうも資料の2はこの小委員会としての中間とりまとめという言い方をしておりますけれども、若干この辺についてもどういう扱いになるのかというのをご説明したいと思っております。

資料3の1枚目に、4月23日、本日の小委員会がございまして、それから次回、5月21日に日程調整させていただいているところでございます。その後6月7日、都市計画部会のほうに各小委員会から報告され、5月21日の計画部会、それから7月12日の社会資本整備審議会・交通政策審議会合同会議で計画部会としての中間とりまとめというような段取りになります。ですから、当面6月7日の都市計画部会に向けてこの小委員会としてのこのとりまとめをまとめていくというような段取りで動いていくということになります。

この資料の2のほうなんですけど、表紙のほうに「中間とりまとめ」というふうに書いてございます。ただいまご説明いたしましたように、計画部会として7月12日に中間とりまとめをするというようなことから、この小委員会もこの「中間とりまとめ」というのを表題にしてまいりましたけれども、この小委員会としてはきちんと、一応今回の網羅的にご議論いただいて、とりまとめをしたような形で6月7日の都市計画部会のほうに報告するというような形をとらなければいけないということもございまして、次回の5月21日のときには、これは例えばなんですけれども、新しい時代における「みどり」の整備・保全・管理のあり方についてとか、こういうような表題でまとめさせていただきたいと思っております。5月21日以降も、6月7日以降もさらに検討すべき課題については引き続きご議論いただきたいなというふうに思っております。そういうことで、最初にまずお断りさせていただきたいと思っております。

では、資料の2についてご説明申し上げます。前日も大分ご説明させていただいておりますので、委員の先生方のご意見に基づきまして加筆なり、いろいろまた新たな記述を入

れておりますので、そこを中心にご説明を申し上げます。先生方からのご意見は参考資料の1のほうに5つの大きな丸と十幾つのポイントということでまとめているところでございます。

では、資料の2で、ページをめくっていただきますと1ページ、これは背景の部分でございますけれども、「6月30日に」というようなところから背景の部分が1ページございます。

それから、2ページのほうに行ってくださいまして、基本的な認識ということで、2段目ですけれども、「人口減少・少子高齢化の急速な進展は」というような中で、ちょうど真ん中あたりですけれども、「持続可能な社会を実現するために、生物多様性の保全や地球温暖化防止への貢献、安全な国土の再構築や個性と魅力ある生活環境の維持、美しい景観や文化・芸術への欲求の高まりなど」、こういう対応が必要になっているということで、「こうしたことから」という段でございますけれども、「国の政策課題に対応した必要性・緊急性を評価し、重点的」にやらなければならないということ。それから、「政策的に取り組む対象範囲をできる限り柔軟かつ広範に広げる」というような観点ですとか、「次世代に残すべきストックの積極的、効果的な活用を推進する」という視点から検討を行うべきだということにしてございます。

2番の計画的に整備・保全・管理を推進すべき「みどり」の対象範囲についてということで、ここで「みどり」という言葉に込めた意味というのをちょっともう少し強く書くべきだというご意見をいただきましたので、「みどり」の概念、「みどり」に込める意味というような(1)の表題にしてございます。

3ページのほうに行ってくださいまして、その対象をより広くというようなとらえ方で議論を今までもしてきておりますと。それから、現行計画も対象をより広くということで、この「みどり」の対象範囲については徐々に広がってくる中、「こうした方向を踏まえつつ」という2段目でございますけれども、「物理的・空間的機能や効果だけでなく、良好な景観や地域の歴史・風土、生活文化の形成や自然観、郷土愛」、「国民の精神性や満ち足りた幸福感、心身の健康の向上など」と、随分欲張って書いておりますけれども、こういう価値観を包含する包括的な概念をより強く込めた言葉として「みどり」という言葉を使いますと、こういった国民共有の財産である「みどり」の総合的な機能、効果を最大限に発揮させるということを念頭に置いていくことが大事だと。

その際ということで、「持続可能な社会を目指し、生物の多様性や生態系を適切に保全すべきこと、健全な都市生活を営む上で必要不可欠な環境基盤であるというようなことをすべての「みどり」の整備・保全・管理に当たって念頭に置くことが必要だということで、断り書きを入れてございます。

次、「みどり」に期待される機能ということで、3ページの下、1つ目が「うるおいのある生活環境の形成」ということで、4ページにわたりまして「ストレスを軽減」ですとか、「ゆとり」とか、「安らぎ」とか、「くつろぎ」とか、あるいは「生活の舞台である」というような言葉を入れてございます。

それから、「スポーツ・レクリエーション、自然とのふれあいの場の形成」というようなことで、下半分ですけれども、「特に将来を担う子供たちが健全に成長する上で欠かせない空間」だと、「明るく、元気な未来を担う貴重な機能」を持っているんだというようなことが2つ目でございます。

それから3つ目、「地球温暖化等の防止」ということで、中には「ヒートアイランド現象の緩和」ですとか、「持続可能な循環型社会を構築する上で大きな機能を有している」というようなことが3つ目でございます。

それから4つ目は「野生生物の生息・生育環境の確保」というようなことで、すべての野生生物の生息・生育の環境、生態系の基盤になっているんだということを載せてございます。

それから5番目、「都市・地域の防災性の向上」ということで、「大震災時の延焼の防止」ですとか、「避難地・避難路」というような機能ということで、5番目に載せてござい

ます。

それから6番目に、「地域に固有の美しい風景・景観、歴史・風土、芸術・文化」というようなことで、3行目にありますように、「繊細な感受性や美的情緒」、「芸術・文化の形成」と、大きく寄与してきていると。「地域の文化遺産等と一体となって、地域の賑わいや活力、観光振興にも大きく寄与する機能」を持っていると。「自然と人、人と人、人と地域などの健全なつながり、コミュニケーション、循環などの関係性を回復、向上させる機能」を持っていますということを入れてございます。

5ページの上に、では、社会資本整備重点計画の中で「みどり」をどういうふう考えていくのかということで、対象を広く考えますよということで、「都市公園、道路、河川、港湾」と、その後「広場、墓園、学校等」と入れまして、公共空間の「みどり」、さらに2段目に「土地利用規制や契約・協定等によって担保されている民有の『みどり』」、「農地、林地、社寺境内地や家庭の庭など」ということで、「パブリックからプライベートの領域に至るまで、都市の『みどり』は公共財であるという認識に立つことが必要」だと、「広義の社会資本として議論すべき『みどり』の対象範囲をできる限り柔軟かつ広範に」とらえるというようなことを載せてございます。

3番に行きまして、重点的に推進すべき「みどり」の政策分野・領域ということで、1つ目に「美しい都市・地域・国土の形成を目指す」と。1行目に「自然と人間の豊かなふれあいやゆとりと潤いに満ちた豊かな国民生活の基盤」だと、次世代に引き継ぐというようなことを載せてございます。

それから②に「歴史と文化に根ざした香り高い地域の形成を目指す」ということで、3行目くらいに「醸し出される地域の個性や伝統」ということで、「そこに暮らす人々の満足感や帰属意識、愛着を呼び、国内外の人々が訪れたい」というような、そう思う魅力と品格を形成する、そういうところに「みどり」が役立っていると、そういうところに重点を置くべきだというようなことを載せてございます。

6ページに行ってくださいまして、「誰もが暮らしやすい社会の実現を目指す」ということで、バリアフリーとかユニバーサルデザイン、「利用しやすく、その効果を享受することができるやさしい『みどり』」と、「ハード・ソフト両面からの向上を図る」というようなことを載せてございます。

④番目に「持続可能な都市・地域・国土・地球環境の形成を目指す」ということで、環境負荷の軽減、それから「持続可能な循環型社会を構築する上で大きな役割を」と。「環境教育・環境学習・環境配慮行動」など、そういう場になると、「普及啓発を進める上で最も身近で有効な手段」だというようなことを載せてございます。

⑤番目に、「安心・安全な都市・地域・国土基盤の形成を目指す」ということで、大震災時の「避難地・避難路、救援・復旧・復興の拠点として」と、3行目に「役割果たす」になっておりますけれども、「を」がちよっと抜けております。申しわけございません。「役割を果たす『みどり』の機能・価値を正しく認識・評価し」ということでございます。

⑥番目に、「多様な主体の発意・参画による活力ある社会の形成を目指す」ということで、2行目に「『みどり』に関する協働の取り組み」ということで、生活を豊かにして、活発な交流を進め、社会全体を活性化し、一人一人の力と意欲に支えられた地域づくりを進める大きな力となると。「いわゆる」の段ですけれども、「団塊の世代の活躍の場が会社から社会へ転換」され、下から2行目ですが、「多様な主体の自主性や協調性、信頼感や連帯感に支えられた活力ある地域づくり」と、「関係性の回復のためのプラットフォームとしての『みどり』の機能に」というようなことを入れてございます。

「次期計画における重点施策分野・領域」ということで、7ページに行きまして、「暮らし」、「安全」、「環境」、「活力」ということで、中は読み上げませんが、この現行の重点計画の中の重点分野というものを踏襲していきますということでございますが、「その際」と、一番下ですけれども、「国民ニーズへの確に対応すること」、「満足度の向上」を図ること、それから「さまざまな政策や事業の連携による」「横断的な施策の連携」ですが、こういうようなことが必要ですよということを強調するために書いてございます。

8ページに行きますと、今度は指標についてでございます。現行の指標が、まず8ページのほうに書いてございまして、9ページのほうに次期計画に向けての指標の考え方というようなことで載せてございます。上から3行目、9ページですけれども、「さまざまな態様の『みどり』をできる限り柔軟かつ広範にとらえ」、「整備・保全・管理の効果・成果が、満足度や生活実感として反映されたわかりやすい指標を設定すべき」だと。あるいは「みどり」の量ですね。1人当たりの量ではなくて、その緑地率、あるいは下から4行目くらいですけれども、「被覆」もちょっと字が間違えているんですけれども、「衛星画像情報等によって計測された緑被率」、こんなものもこれから考えるべきだなんていうことも入れています。その下に「被覆」が洋服の「被服」になってしまっていて、ちょっと「覆」の字が「覆う」という字になっておりません。これもちょっと間違いです。申しわけございません。こういったものも入れて考えていくべきじゃないかというようなことでございます。

以下、暮らし、安全、環境、活力ということで、9ページの下半分に今までご意見をいただいたような指標の着目点ということでございますけれども、これについて参考資料3のほうに移りまして、今こんな形で準備を進めていますということをご説明申し上げたいと思います。

参考資料の3に、「次期社会資本整備重点計画に対応した『みどり』に関する指標例及び目標の考え方」という参考資料3がございます。今ここに、11くらいの指標の候補が挙がっています。この小委員会、うちとしては、できる限りこの中から多くを次期計画の中に位置づけていこうということで、まだ若干いろいろ悩みながらではございますけれども、今までご説明申し上げました、いただきましたご意見に沿うような格好で指標を考えているということでございます。

1ページ目ですけれども、右の上に「現行」と書いてあります。これは今も重点計画で使っている指標です。1人当たりの水と緑の公的空間の確保量ということで、都市域の人口1人に対してどのくらいあるかということです。従前ですと、今現行計画の前ですと、都市公園の面積でしたけれども、今この真ん中の点線で囲ってあるように、都市公園以外にも一時規制の緑地でありますとか、下のほうですが、国民公園ですとか、港湾の緑地ですとか、いろいろこういった公的な面積はもう入れてやっていると。それが実績値が今1人当たり12平米だったのが、13平米にしていこうというような形になっていきます。

2ページ目のほうに行きますと、これをその率で考えていこうと。都市の中にどれくらい「みどり」があるかというようなことで、「都市域面積×100(%)」と書いてありますけれども、どういったところを分母にするかと。本文のほうには「連担した市街地」というふうに書いてございますけれども、この中で永続的な自然環境面積。先ほどの1ページよりもさらに広げて、例えば地区計画で担保された緑地、一番下の段で行きますと、「市民農園、生産緑地、社寺境内の緑、学校の緑、住宅地の緑」というような格好で、できる限り補足される、できるものは入れていこうと、幅広く入れていきたいというふうに考えてございます。また、この辺につきましては、「要素となる公園緑地」でペンディングのPが入ってございますけれども、長期的には3割以上を目指していきたいということでございます。

2ページの下に、横浜市が今使っています水・緑環境の指標、これは市域の面積を分母にしてございます。日本、オールジャパンですと、いろいろな状況の市がございまして、分母を何にしていくかということは考え方をきちんと整理しなくてはいけないなというふうに思っています。3ページのほうには鎌倉市の例を載せてございます。鎌倉市のほうでは「都市計画区域に対する割合」と書いてございますけれども、全域都市計画区域でございまして、50%は緑にしていこうというようなことでございます。調整区域などの緑も入れて50%にしていこうというような例でございます。

4ページのほうに行きますと、今度は優しい緑ということで、「バリアフリー化された都市公園の割合」ということで、これも新規で考えていきたいということでございます。下

半分にバリアフリー法が施行されまして、下の枠ですけれども、園路とか、広場ですとか、駐車場とか、便所ですとか、国土交通大臣が定めた、目標をこういうふうに定めてございます。平成17年が現状で22年が目標値ということで、何%と書いてございますけれども、その中から一番的確にバリアフリー化された都市公園をあらわすようなものを使って次期計画の中に使っていきたいなというふうに思っています。

5ページへ行きますと、歩いて行ける範囲の都市公園の整備の割合です。これは一番身近な住区基幹公園の整備率ということで、現行の指標としてございます。その例でございます。

それから、6ページは「大規模な地震、火災に強い国土づくり」ということで、「一定水準の防災機能を備えるオープンスペースが一箇所以上確保された大都市の割合」と、これは現行でございますけれども、この「防災機能」を、何をもちいて防災機能というのかということで、今は指標の考え方の中で「備蓄倉庫」、「耐震性貯水槽」、「放送施設」とありますけれども、ほかにも定められていますいろいろな災害応急対策施設など、もう少し柔軟な指標にしていくことが必要かなということで、若干改良が必要かなと思っております。

それから7ページですけれども、これは新規の指標でございます。「広域避難地に避難できる人口の割合」。要するに広域避難困難な人口をなくしていこうということで、下にちょっと図はわかりにくいんですけども、2キロメートル以内に1人当たり2平米を確保するというのを計算の原点、根拠にいたしまして、そういう区域の人口を100%にしていくというようなこととございます。真ん中に実績値とございますけれども、現状は54%、まだ24年も検討中にしてございますけれども、こういうような広域避難人口を解消するような指標も入れたいというふうに思っています。

続きまして8ページ、環境分野ということで、地球温暖化の関係で二酸化炭素の吸収固定量ということで、現行の計画の中に28万トンという数字が出てまいります。計算式のところにありますように、7,500万本という長期的な植樹の計画に基づいてどのくらいかなということで試算した、その数字をたまたま入れているという格好になってはございますけれども、実績値のところにもいろいろ書いてございますが、「国際指針LULUCF」と書いてございますけれども、その中で示されている計算によりますと、この28万のところはもうちょっと多く固定されているように今試算されそうなところとございます。そんな現状も考えながら、次期計画の中にも位置づけていきたいなと思います。

それから9ページですが、「生物多様性の確保に資する良好な樹林地等の自然環境」と、それを保全・創出する公園緑地というようなことで、これは平成14年ですね。自然環境再生促進法ですか、自然再生推進法というのができまして、ちょうどそのタイミングだったということもあって、下の写真にありますようないろいろな生き物が生息できるような環境の公園緑地をつくっていこうということで、初期値ゼロから平成17年は1,400ヘクタールですとか、こういう数字を設定してございます。これも現行を踏襲していきたいなというふうに思っています。

それから10ページ、「水と緑のネットワーク率」ということで、これが最終的に一番難しくなってくるのかなというふうに思いますけれども、1つの考え方としては、これは自然環境、水環境というふうに書いてございますけれども、野生動植物にとってのそういうネットワークという意味、それから裏側からと言うとちょっと変ですけども、都市住民からこういう水と緑のアクセス、そういうふれ合いという意味においてアクセス性というようなとらえ方もできるかなというふうにも思っています。

下の図を見ていただきますと、これは横浜市の「水と緑の基本計画」の中に出てくる図なんですけども、面ではございますけれども、点的な緑であります公園、それからリニア状に河川ですとか植樹された道路とか、そういうものを入れまして、そこへの影響圏と申しますか、効果圏みたいなものを一定の幅で入れていきますと、どのくらい市街地がカバーできるかというような、そういう考え方をしてございます。これでうまく説明できたらいいなということで、その計算式はそういうつもりで書いているんですけども、この水と緑のネットワーク率というのが何%というのが、こういうような格好であらわせないかなと

ということで、今は誘致距離125メートル、250メートルの帯で埋め尽くしていく、それが効果圏、あるいは誘致圏だったり、影響圏だったりするというような考え方で、こんなものを考えていきたいと思っています。

それから、11ページは国営公園の関係で、利用に立った指標でございます。国営公園の利用者数の割合、今このグラフの右のほうにありますように、平成18年は2,992万人、残念ながら3,000万人に若干届きませんでしたけれども、随分多くのお客さんにご利用されています。国民何人に1人というような指標でございますけれども、この指標も踏襲していきたいと思えます。

あと、12ページのほうへ行きますと、さらに広げて、本日ご案内いただきました松永記念館なども下の写真にございますけれども、歴史的・文化的資産を活用した観光振興の拠点となるような都市公園の、そういったところにどのくらいお客さんが来ているかというような、そういうものもできたらいいなということで、文化財保護法に基づく国指定の史跡名勝天然記念物、こういうものと一体となった都市公園が640くらいございます。そういうようなところで、補足できる限り随分多くのお客さんをお迎えしているよというような指標を考えていきたいというふうに思っています。

本文のほうに戻っていただきまして、あと、前半部分は目標に関してです。10ページ、目指す「みどり」の将来像ということで、ハード面、ソフト面においてはということで、そこに記述がございます。ここについては前回と変わってございませんので、ご説明を割愛させていただきます。

下の部分、「みどり」の目標量ということで、先ほどご説明いたしましたように、上から6行目「引き続き」というところです。「連担した市街地において持続性のある『みどり』の割合（公的緑地率）を概ね30%以上確保する」んだと。「その際」ということで、いろいろその地域性もございますので、土地利用の高度化した地域ではいろいろな緑化地域の制度、立体都市公園制度ですとか、人口地盤の緑ですとか、そういうものも入れて考えるというようなことで、その地域の特性を踏まえた上でいろいろ確保の方策を考えていかななくてはいけないというようなこと。

それから、11ページへ行きますと、これがおしきせのといひますか、そういうような数字にならないよということ、地域の特性に応じて各地方公共団体が緑の基本計画で示して、その中で幅広い「みどり」を対象として多様な主体の取り組みを含めた総合的な施策の展開によって達成していくというような考え方を示してございます。

あと、「さらに」以降ですけれども、中長期的な目標としては、例えば先ほどの広域避難人口ですが、ゼロにするというようなことを5カ年をちょっと超える先に100%というような目標を置いて、5カ年間の目標を設定していくというようなことでございます。

前半部分のご説明は以上でございます。

【委員長】 はい、ありがとうございました。

そこで、もう1回ちょっときょうの、どこまで議論するかを確認したいんですが、資料3の2ページ目をちょっとあけていただきたいと思えます。こちらのほうがわかりやすいと思えますので。

これまで、昨年9月以来、本日で6回目となりました。それから、1カ月後にもう1度小委員会がございまして、機会がありますから、きょう、実は資料2のご説明では前半部分という話がありましたが、その第1章ですか、11ページまでお話がありまして、12ページ以降についてはきょうは議論しておく必要がありますか。次回でいいですか。

【事務局】 12ページ以降もちょっとご説明させていただいて、12ページ以降も含めた形で、この中間とりまとめではなくて、とりあえずその内容も5月21日に一応フィックスさせていただいて、さらに検討を続けていくというようなスタイルをとりたいというふうに思います。

【委員長】 そうですか。としたら、12ページ以降をごく簡単にちょっと、5分以内で。3分くらいでちょっと説明をお願いします。

【事務局】 わかりました。じゃあ、3分。

【委員長】 で、まとめて意見をいただいて、それできょうは一応締めたいと思います。3分くらいをお願いします。

【事務局】 わかりました。じゃあ、3分でご説明いたします。

12ページ以降は前回までは、今回もですけれども、引き続き検討すべき事項ということで、次回まとめるときにはこの引き続き検討すべき事項というよりは、きちんとご意見いただいていますので、その中ですべてのこれからの問題点ですとか、こういうことに注意を置いて保全・整備・管理を進めるんだということを一応の、とりあえずの結論としてまとめさせていただきたいと思います。

12ページ以降、まず「持続可能な都市を構築するための、多様な主体の参加・連携」で、「多様な緑とオープンスペースのあり方と整備・保全・管理の推進方策」ということで、前は長い文章でしたけれども、章立てにいたしました。

(1)で、「多様な『みどり』の整備・保全・管理を総合的に推進するための戦略が必要だと。2つ目の(2)番目ですけれども、『みどり』の整備・保全・管理に係る制度の充実」と、それから支援方策ということを考えることが必要だと。

それから13ページに行きますと、(3)番で『みどり』の充実を図るための普及啓発あるいは国民運動的な展開、こういった普及啓発、広報的な仕事というものも大事になってくるだろうということで、(3)番に載せてございます。

それから13ページの大きい2番ですけれども、「個性と魅力にあふれる活力ある美しい都市・地域・国土づくりを進めるための歴史的・文化的資源を活用した緑とオープンスペースのあり方と整備・保全・管理の推進方策」ということでございますけれども、(1)番目、13ページの下、「歴史的・文化的資産と一体となった『みどり』の保全と整備・復元」を図るべきだということ。

それから14ページへ行きますと、(2)ですけれども、こういった「歴史的・文化的資産と一体となった『みどり』の形成に関しての配慮」。例えばその中の「水とみどりと歴史のネットワーク」というようなものを形成していくというような中で、例えば重要な視点場、2行目にありますような眺望対象。本日も松永記念館の庭から海のほうが見えて、松などが若干見えましたが、あの視点場と眺望というような、そういう関係、そういうものもちゃんと保全すべきだと。3行目にちょっと「眺望」と書くべきところが「調合」になっています。申しわけございません。「調合景観」が「眺望景観」でございまして。こういうようなこと。それから、②番目に外国からの来訪者のための適切なアクセスを確保しなくてはいけない。あるいは、次世代を担う子供たちへわかりやすく、こういうことがわからなくてはいけないということ。

それから(3)番で、普及啓発的な話でございまして。先ほどの歴史公園100選ですとか、歴史的風土100選ですとか、チラシが入っていますけれども、100選のフォーラムですとか、こういうような取り組みが重要だということ載せてございます。

15ページへ行きますと、「ストックのもたらす効果を相乗的に高めるための緑とオープンスペースのあり方」というようなことで、先生方からいただいた意見の多くはこういうところに反映させていただいているかなと思います。「他分野、他領域との連携の強化」、例えば教育ですとか、福祉ですとか、医療ですとか、そういうところ。それから「さまざまな利用ニーズへの的確な対応・満足度の向上」。2段目の「散策や」のところですが、休憩、コミュニティーの交流、催事、文化・芸術、そういったその広場的な空間というようなことがあったと思います。そういう広場的な空間についても検討が必要だと。国営公園のことも若干載せてございまして。研究機能というようなお話もございまして、それで国営公園がそういう役回りを果たすべきだということを入れてございまして。

それから15ページの下、(3)ですけれども、「誰もが安心して『みどり』を利用できる環境の整備」ということで、いろいろな安全とか安心に係る技術指針というようなもの、技術基準のようなものが必要だということ(3)番でございまして。

16ページへ行っていただきまして、「防災公園等となる『みどり』の確保と防災機能の強化」。やはり一番大きな、国民の生命、財産にかかわる話ですから、こういったところで

防災機能をちゃんと持たせるというようなことの地道な取り組みが必要だと。それから、地球温暖化対策も視野に入れた都市環境の「みどり」の整備・保全の推進ということで、(5)番、一番最後でございます。17ページ、例えば例示として「みどりの『植生回復』プロジェクト」ですとか、「みどり」に関する国民的な運動の輪を広げると。

最後に、家庭の庭から都市公園、道路や河川等、健全なエコロジカルなネットワークを形成するための整備・管理手法が必要だというようなことでございます。

参考資料4のほうに、それを1つずつ項目ごとに対応するようにまとめたものがございます。この参考資料4はご説明申し上げませんが、次回までにはきちんとした形で今回の報告に対応する資料集という形でお示ししたいと思います。もうちょっとこんな資料も用意したほうがよいというようなことがあれば、本日の委員会の後も随時ご指摘いただければ、資料をそろえたいと思います。

以上です。

【委員長】 ありがとうございます。

では、どのような点でも結構ですが、ご意見、ご質問がございましたら、よろしく願いいたします。どなたからでも結構ですので、よろしくお願いいたします。

【H臨時委員】 それでは、あれがないようですから、気がついているというか、感じていることをお話しさせていただきますが、そうですね。親水性のある川とか海岸とか、あるいは水槽といいますか、ダムその他。そういうことのレベルが非常に高いと、同じことでも非常にうるおいがあると。あるいは実際問題として皆さんのために満足度が高いといいますか、そういう点があると思うんですが、もう1つは、きょう皆さんと歩いていて、「車が来ました」、「車が来ました」ということでしたね。車と、歩車道の分離をこういうところでも十分できないのかということですね。車は一定時間にしか通さないとか、特に運送用の車等は時間を制限するとかして、やはりもっと人が安心してとか、ゆったり楽しめるというような場所自体を変えるということが非常に大事なのではないかと。電柱が幾らなくなっても車がどんどん通っているのでは、あるいは歩車が分離されていないのでは困る。そういうことを感じるんですが。

緑はこのごろ……。考えついたことをどしどし一遍に言わせていただきますけれども。

【委員長】 どうぞ。

【H臨時委員】 どんどん人口が都市化が進み、都市でも都心への集中が進んでいるわけですね。ですから、嫌でも周辺部が緑化していくという事実があるわけですね。ましてや日本の場合なんか、人口自身が減っていくということもありますし、皆さんが心配しなくても緑は増えていってしまうのではないかとことがあるわけなんです。逆に都市はどんどん集中してきますので、ますます緑が足りないということになりますね。ですから、やはり完全に構造的にも歩車を分離すると。例えば高速道路が東京の場合なんか、ここなんかでも海岸ふちを高速道路が通ってしまっていますけれども、ああいうのをジオフロントまで行かないでも地下化するとかいうこと。あるいは車自体を上を上げてしまって、トラフィック部分は完全に分離してしまうとかいう、都市構造自体を変えていかなくては行けない。

あるいは、もっと言わせていただきますと、街路も立体的にして、歩行者レベルと車レベルとを完全に分けると。高さ、立体化で分けると。平面的に分けるとどこかで交差しますから、立体的に分けてしまうというような構造を大事なところでは実現していくべきではないかということで、今度上海なんかは広い陸家嘴地区、浦東の中の金融貿易センター地区なんかは大きな車道と歩道があるんですが、さらにその上にペDESTリアンレベルのサークルといいますか、つくことに今なりました、その歩行者レベルの上で緑化もするし、それから歩行者レベルでガラスの屋根もつけるとか。それから公園や何かそのレベルまでわざわざ持ち上げて立体化して、下は駐車場等にして上をわざわざ公園にするというような、そういう立体化を図っていますけれども、もっと立体的につくっていくというようなことを考えないと、どうしても安全、安心な空間にはならないということがありますので、ここの委員会でやるべきテーマかどうか、少しわからないところもあるんですが、

そういう方向づけは大いにしているのではないかと。

例えば、とにかく今までは街路の上は上下とも街路だと、道路として占有するんだということをおっしゃいますけれども、道路こそ限られた空間さえあれば抜けていくわけですね。特に車は。人間もそうかもしれませんけれども。ですから、要するに建物と道路と組み込んでつくるんだというようなレベルでまとめてしまいますと、つまり緑をいっぱいにする空間がゆったりとれるということになると思うんです。

私の説明が下手でおわかりいただけているかどうかわかりませんが、もうちょっと立体的に、コンパクトにつくるときには土地を使って、道路とかまちのインフラとかを、そのためだけに平面的にとらないで、そういうものも立体的に使う。特に地下と地上というふうな分け方をしないで、地盤、レベルといいますか、そういうものをつくって、それから下と上を分けて、その地盤レベルの上は緑化すると。下はあとのいろいろなインフラなんかを全部埋めたり、あるいは太陽光を必要としないもろもろの施設をそういうところにまとめると。もちろんその中には在来からのパーキングとか、倉庫とかいうこともありますけれども、文化的な施設、劇場だとか、ホールだとか、それから美術館とか、もろもろの体育的な施設とか、むしろ人工の光で調節したほうがいいと、あるいは空調等もしたほうがいいといったような施設がありますので、そういうものは地盤レベルの下に入れてしまうというような形にして、上を立派な緑の空間にするという、そういうことを立体的につくるということを考えていくべきだというような方向づけをすべきではないかと。

つまり、道路を優先して考えなくて、すべての空間、人間活動の空間を位置づけるというような考え方でまとめていくべきではないかというふうなことをこのごろ考えていますので、ちょっとご紹介させていただきました。

【委員長】 はい。ありがとうございます。特に都心の構造のつくり方については森社長はみずから実施されているもので、幾らでも一家言といいますか、たくさんあるわけですが、何か、とりあえずはこの中間まとめに向けてのものと、今後の話と2つあると思うんですが、いかがですか。今の段階で何かご発言とか。はい。

【公園緑地課長】 簡潔に申し上げますと、まず初めの水とか、そういったものとの連続性という、お話のとおりだと思います。水と緑のネットワークとか、さらに歴史を加えたネットワークですね。そういったことをかなりこの報告でも強調をさせていただいて、また、重点計画の指標としても、そういう水と緑というようなことが入ってくるというふうに思っております。

それから、道の関係で時間の規制もありました。それから特に、今お話しした立体的な都市のつくり方と、これはきょうの資料の、資料2の「中間とりまとめ(案)」ととりあえずなっている10ページの下の方の3行、「その際、大都市圏や地方中枢都市」というような、そこにやや似た記述がございます。ただ、ちょっと今の森委員の言われているところにこの書き方で十分かどうか、この辺もう少しご趣旨を踏まえて、もう1度見直しをしたいと思っております。

さらに加えますと、都市計画部会の中で小委員会が今3つ動いておりまして、市街地整備、都市交通なども含めました、ちょっと横断的な場も小委員長がご三名おられますので、そういった話題を持ちたいと、打ち合わせの場を持ちたいと思っておりますので、そういう中でも少し意見として議論をしていただくように言うべきかなと思っております。

以上です。

【委員長】 どうぞ。

【H臨時委員】 すみません。ちょっとつけ加えますが、きょうもせつかくの水の道を追っておられましたけれども、ああいうのはやはりなるべく外へ出すといいますか、それだけでいいわけなんで。一生懸命埋め込んだわけですけども、一生懸命掘り出したほうがいいのかというふうなことは申し上げておきたいです。

【委員長】 ありがとうございます。ほかの委員の方。はい、じゃあお願いします。

【I専門委員】 2つほどございますんですが、日本のまちというのが何か時代時代によってぐるぐる変わってしまっていて、どうもあまり美しくないというところがある。その基本

的な部分というのは、やはり長期ビジョンがなかったんだろうという気がするんです。例えば1本の木を街路樹を植えたって、その街路樹の木というのは100年以上生きるわけですね。ですから、この木が100年後たったときにどういうまちになるかということを考えて、街路樹というのは植えるべきものなんだろうと思います。そういうふうなことで、少なくとも100年先に、例えば小田原はどういうまちにするのか。特に重要なのは、将来世代のことを考えて、土地利用としてどういうビジョンを持つのかという、ここの辺がどうも日本というのは、どこのまちでもうまくできていない。とりあえず経済上この辺で行こうかというようなことが多くて、どうもその辺がうまくいけないので、ぜひ長期ビジョンをつくろうじゃないかという、せめて100年先の自分のまちの土地利用として、どこは我々が住んでいこうとか、その場合にどういう住み方があるかというのがあるんですけども、どこは自然環境と残そうよ、どこは文化的なものとして残していこうじゃないかという、そういう土地利用としてビジョンをきちんと持つ必要があるというふうなことを、入れたほうがいいのかという感じがします。

あと1つは財政面なんですけれども、特に今までの日本の行政というのは、現代社会に対しての投資というのはかなりするんですね。将来世代のために、今の人たちがどのくらい投資するかということに対する考え方があまりないんですよ。これはやはりまずいことでして、例えばヨーロッパあたりですと、多いところだと行政予算に20%くらい将来世代のためにつくろうじゃないかとか、少なくとも5%くらい使おうじゃないかという話で、よくあるんです。日本では、例えば自然環境を守るというのは、将来世代の遺伝子を守ることでですから、重要な資産になるんですね。それを守るために何%使っているかというと、ほとんど1%以下、またはゼロなんていうところが大半なんです。それで、いい、持続可能な社会ができようがないわけです、その予算の財政面の確保をどうするかということは、実は最大の課題なんだろうと思います。

この辺のことをもうちょっときちんと、持続可能な社会をつくるためには、このくらいのもはや投資しないとだめだと。現代社会の今の大人たちといいますか、その人たちだけの投資ではなくて、そのために使うのではなくて、将来世代の人たちのためにこのくらい使っていこうよという、その辺の指標もちょっと必要なのかなという感じがします。

【委員長】 ありがとうございます。

今のご発言に対してはどうですか。

【事務局】 最初の、土地利用も長期ビジョンで考えようということで、先ほどもお話がありましたように、市街地ですとか、街路ですとか、下水道ですとか、そういうのが一体となって都市計画部会をやっていますので、ここだけで全部書き切れる話ではないので、それの中でという話もありますけれども、この緑の小委員会の中でもやはりもうちょっと樹木だとか、植物の命というものの長さを考えるとというようなことで、もう少しそういう色彩を強く出せるかと思います。ちょっと考えてみたいと思います。

あと、将来世代のことも随分、将来への資産であるというようなこととか書き込んできております。投資をどのくらいすべきかということはなかなか書きにくいんですけども、さらに現代において将来世代の投資というような、そういう書き振りをもうちょっと強調できるかなというふうに思います。随分、随所に結構細かくそれは入れてきたつもりでございますけれども、もうちょっとまた考えたいと思います。

【委員長】 じゃあ、よろしくお願いします。

【J専門委員】 今、I専門委員が言われた、まさにその持続可能な社会の規定で、「現世代のニーズを満足しつつ、将来世代の可能性を脅かさない」でしたっけ、そういうこの2つの視点というのはやはりずっと重要で、そういう意味では今町田さんが言われたように、いろいろ細かく入っているんですけども、何かその現世代と将来世代という2つの視点がわかるように、どこかで1度まとめておくとか、何かその2つの方向性というのは出しておいたほうがいいのかという。持続可能な社会と一言で言ってしまうと、あまりにも流行語のように終わってしまうので、その本質はやはり現世代と将来世代のことだと思うので、そう思いました。

特に、その将来世代についてなんですが、その問題というのは多分この②番のほうの、ですからきょうの議論というより、②番のほうの引き続き検討すべき項目というほうに多くあるんじゃないかなと思うんですけども、特に僕の関心はこちらが多いんですが。

ただ、引き続き検討する項目になってしまっていますので、これはどこまでほんとうに検討が今後行くんだろうかと非常に興味があるのと、期待をしたいというところなんです。というのは、その前のほうの第1章のほうというのは比較のご苦労されていますが、指標化といいますか、定量化がなされていくところなんでしょうけれども、2のほうというのは非常に指標化というんでしょうか、そういうのが非常に難しいことだと思うんです。多様な主体の取り組みの参加と言いましても、それはじゃあどのくらいの度合いなんだと言われたら、非常に難しいだろうなど。

がゆえに、逆に言うと、それに対する先ほどの財政面のような話というのは、なかなか難しいんでしょうけれども、でも逆に、この第2章のほうの引き続き検討すべき項目のほうはまさに新しい取り組みといいますか、新しいパラダイムがいっぱい出ていますので、それが非常に具体的にどこまで今回このミーティングで詰められるんだろうかというのは、非常に興味を持っている点です。特に、ご存じのように地球温暖化の問題にしても、チームマイナス6%が、この間も経団連の会議に出ましたら、とにかくもうこれからは市民がライフスタイルを変えてくれない限り目標達成できないというような、逆に市民に投げられてしまっているような状態でもあるんですけども、そういう投げられるだけでは非常に何もできないということがあって、その多様な主体が整備に参加していく際の、ここにまさに1のところの(1)、(2)、(3)と書かれているところが、どこまでほんとうに詰まっていくんだろうかというか、詰められるんだろうかというのは非常に大きな問題ではないかなと。ここが詰められれば、非常に大きな提言になるのではないのかなというふうに思いました。ぜひこの辺を重点的にやっていただければと思っています。

【委員長】 今のご指摘は、この資料2のまとめ案の1ページをちょっと見ていただきたいんですが、今回まず、どうしても6月の計画部会に向けて我々の小委員会と全体の都市計画部会が報告すべきことを中心にまとめているということがありまして、ややそれが、指標のことがあるので少しかたいといいますか、少しつまらないといいますか、つまらないと言うと怒られちゃうんですけども。それは大変政策で重要なんですが、議論としては少し、その①が一応今回の、まず6月に向けた使命として、②、③、④に対応した部分というものが、実は議論としては大変おもしろいという、そういうことのご指摘のとおりだと思いますので、最後のまとめでむしろ事務局からいろいろご説明があると思いますが、6月が済んだ後、1回ちょっと一段落した後で、この資料によりまして8月以降いろいろ検討を始めるということですので、そうしますとまたいろいろ皆さんのお知恵を拝借しながらということになると思いますので、ぜひその節はよろしくお願ひしたいと思ひます。

そんなところでよろしいですか。勝手にこちらが事務局的にしゃべっていますけれども、ということでございます。

ほかの、まだご発言がない委員の先生。どうぞ、よろしくお願ひします。

【F臨時委員】 基本的な項目については、非常に幅広くとらえておりますのでいいと思ひます。都市計画の中の話なので無理かもわかりませんが、11ページの6、7行目の「幅広い『みどり』を対象として、地域住民、ボランティア、NPO」など「多様な主体の取り組み」、これはいいと思うんですが、農地も入っていますので、都市農業とか産業振興というワードは入らないものか。なお参考資料の1の、委員からの指摘事項の中にも入っていますが、前に小澤さんから、小田原の実態の報告の中で生産緑地制度もこのままでは持たないという話がありました。そういう意味で、無理して入れてもらうことはないと思ひますけれども、都市部会ということですから、産業振興みたいな話も、ボランティア、NPOまで行くならばあってもいいのではないのかなという気がしております。

それと、この指摘事項の中の都市農業の問題、それから、この都市農業だけではなくて、ストックの管理、有効利用のところも、緑の税制問題を含めてもう1度生産緑地を含めてご検討いただいたらと思ひます。これは、今後の検討すべき事項としてです。

【委員長】 ありがとうございます。

今のご発言に対してはいかがですか。

【事務局】 農地のことは、いろいろなところで、こういうものも含めて考えていかなければいけないというところで、まず書き込みはしてあるんですけども、もうちょっと産業振興という観点でいきなり書くというのはなかなか難しいと思うんですけども、都市農業というのが都市の緑にとってどういう意味があるのかというようなことを、もう少し直接的にはなく、間接的にわかるような書き方というのを、単に農地と書くだけではなくてというようなことができるかもしれませんので、そこはちょっとまた。

【F臨時委員】 横浜と、鎌倉の例では少し意味が違いますから、難しいと思っていますができれば横浜的な感触を強く出せないかと思っていました。

【委員長】 はい。L専門委員、よろしくお願いします。

【L専門委員】 こちらの参考資料3の1ページ目、2ページ目のところで、同じ緑ですけども、片一方のほうは公的な空間の緑で、片一方のほうは住宅地の緑を含めた、民地を含めた緑で、少しその緑のカバーする範囲が違うのをわざと2つ並べてあるということは、公的な、永続性が担保されている緑のほうは、やはり民地の緑よりも当てにできるし、大切であってという、やはりそういう価値判断があって、あえて公的なものを緑の中で特別に考え、扱っていかうということがやはりあるのかなという気がしたんですけども、それでよろしいのですか。

そこが気になったのは、実はこちらの資料2のほうも、5ページの上から6行目のところに緑が「公共財」という言葉を使っているんですね。公共財という言葉は、ある意味、厳密に言えば非競合性と非排除性がある、これはもう役所がやらざるを得ないと。民間に任せておいたら、民間はただ乗りして、自分は緑をやらないけれども、人の緑で自分の生活をよくするじゃないけれども、なかなか任せておいては供給されないというのが、公共財の定義になっているんだけれども。

だから、そういうふうな流れでいくと、公的にやはり確保していかなければだめだよと、民地のものもいろいろな規制で確保していかなければだめだよということを強調する思想ってあると思うんです。例えば、幹が直径20センチ以上のものは、これは民地に生えていても、これはもう全部公的なものが管理すると、切ってはいけないみたいなことまで、言ってみればやるような規制が、公共が頑張らないと緑は守れないんだという思想でダウンと行くというのは、1つの考え方としてあるんだけれども、どうもちょっとそれも何か品がないような。片一方のほうでNPOが頑張るって緑を守りましようと言っているのに、役所がもっと頑張らなければだめだというのは、何か矛盾しているような気もするんです。

そのこのところの、公を分けて考えて、それを注視するというのは、どこら辺までのことを言うのかというのを、とても議論する重要なポイントになるような気がしたんです。

僕もわかって言っているわけじゃないので、問題提起というか、今後のことですね。

【委員長】 ありがとうございます。今のご指摘についてはいかがですか。

【公園緑地課長】 まず、公共財という言い方ですが、少し経済学的に見ますと厳密な言い方ではないんだろうなと思います。社会的な存在であるとか、公共性を持ったものだというような言い方で、少しこのままの言葉で盛り込むのがいいのか、ちょっとそういう、やや誤解を招かないような言い方でいいのか、そこは少し検討させていただけたらと思います。

指標のほうに戻りますと、参考資料の1ページは、言われたように、これは非常に社会資本プラスアルファくらいのやや狭い緑で、そこには人が利用できたり、あるいは緑にコンタクトできるというような緑ですね。

2ページのほうはもう少し広く、環境機能を発揮するような緑とか、そういう緑を面的に指標としてやっていく必要があると。従来の緑地率30%というような目標は1つ掲げているんですが、さらにもう少しきめ細やかな、例えば緑被率のようなものも含めて検討をしてみたいというようなことでございます。

【委員長】 はい、ありがとうございます。

先ほどの5時を少し回っておりますので、K専門委員、いかがですか。

【K専門委員】 あ、もう。

【委員長】 よろしいですか。はい、ありがとうございます。

もし……。まだもう1回ございますので、特段この場でというのがなければ、そろそろきょうはこれで終りにしたいと思います。

それで、最後、各ご出席委員にお諮りしたいのは、一応まず今回のこの公園緑地、我々の小委員会は実は使命が2つございまして、スケジュール表にありますように、今回6月に向けてとりあえず、特にそこで計画部会のほうがこういう全体の指標とか重点計画を決める権限を持っていますので、それに対して緑側から必要なことをいろいろ提起するという役割で、それがこの中の資料2でまとめられた案の非常に大きな目的になっております。

ですから、その分については次回で終わるということでありますので、きょうの段階でこの内容構成について特段大きな漏れとか、ここは違うんじゃないかというご指摘がなかったと思いますが、再度、きょうご欠席委員を含めてもう1度、これは聞いていただいて、なるべくこれについては次回の小委員会では、若干の字句修正はあるとしても大きな変更なしに終わりたいと。

それから、2枚目の今後の問題につきましては、これは一応一たん、このまとめの中ではまとめておきたいんですね。中身については、これから議論するとしても。ですからそういうことで、そこら辺、今後の議事進行と5月、もう、一応一たん中間で締めるということについては、よく各委員の方々にご説明が伝わるようにして、意見をちょうだいしていただくように、よろしくお願ひしたいと思います。

そういうことで、可能であれば、5月21日開催前に事前に案をいただいて、それで21日は字句の修正はあったとしても、基本的に大きな内容構成の変更はない形でできればおさめたいなと思っております。

それから、これは実は開催前にちょっと事務局としてお話を伺ったんですが、ということで、今回の我々の資料2のまとめについては2つの役割ですが、一応、今事務局の都市・地域整備局の関係、3つの小委員会が同時に動いておりまして、その中では1回、この中間を取って「とりまとめ案」にしたいということですね。そういう方向でよろしいんですか。それについて、ちょっと今ご説明いただいて、それについて今了承をとっておきたいと思うんですが。タイトルの問題ですね。

【事務局】 先ほどの資料3のほうの2ページ目にありますように、6月7日に都市計画部会のほうにこれをとりまとめという格好でご報告するというので、ずっとうちはこの「中間とりまとめ」というような言い方をしてまいりましたけれども、とりあえず、今回1ページ開いていただきますと、①から④の課題があります。今回、重点計画に向けて①が重点ですというふうに書いて、②以降は引き続きやっていくべきだというような書き方をさせていただいているところですが、一応①、②、③、④、すべてにおいてとりあえずのご議論をいただいたという形の、これは最終というのはおかしいですけども、この「中間とりまとめ」とかいうような言い方ではなくて、表題はまたちょっと考えますので、そういう格好でこの4点は一応ご議論いただいたという報告を6月7日の都市計画部会の報告という格好にさせていただきたいと思っております。

それで、もう前半の1の部分は、①の部分についてはもうほとんど何も、これ以上ご議論いただくところもほとんどないかなと思うんですけども、②、③、④につきましては、先ほどお話しいただきましたように、具体的な、じゃあどういう方策によるんだとか、さらに細かくその施策を推進していくためには、こういう取り組みが必要だというようなことを、この6月7日以降、またご議論を続けていただきたいと思っております。6月7日は、この①から④についてとりあえずのご議論はいただいたという形のご報告という格好にさせていただきますたいと思っております。

【委員長】 ということで、事務局の局としての内部の検討の中で、一応表題は「中間」を取りたいという方向に今なっているということなので、それはいろいろなご判断があったと思っておりますので、今まで一貫して「中間」という言葉がありました、一応それは取る

ということで、一応我々としても了解済みということで、次回臨んでいただきたいと思
います。

そういうことで、あとは8月以降の日程については、また次回、少し具体的なことをご
議論いただいて、1回、今回の5月21日の終了後に少し時間を置きました後で、再度再
開ということが一応予定されているようですので、我々としてはそこでの議論をぜひ期待
したいと思いますし、また、各委員の皆様も大変お忙しいと思うんですが、ぜひまた引き
続きご参画をお願いできればと思います。

ということで、以上のところで、一応審議としてはきょう終りにしておいてもよろしゅ
うございますか。こんなところで。

【事務局】 今回大変申しわけなかったのは、4月にうちのメンバーも変わっているこ
ともあって、毎回事前に資料をお手元に送っていたんですけども、今回ちょっと時間が
足らなくてそれができませんでした。5月21日に向けては、なるべく早い段階でこれが
成案ですという格好でお手元に届けたいと思いますので、またよろしくお願ひしたいと思
います。

【委員長】 ありがとうございます。

最後に何か一言、ごあいさつとかございますか。

【大臣官房審議官】 きょうはお忙しい中いろいろご準備いただきありがとうございます
でした。それから、短時間でございましたが、各委員の方からいただいた意見をできるだ
け書き込む、反映する形でまとめていきたいと思ひます。

それから、あと、最後に根本先生がおっしゃったことは、私自身よく考えてみると、や
はりこの重点計画をつくるというときに、どこまで公園緑地、あるいは緑の範囲とするか
ということ、それから今度実際にそれを目標としてどこまで考えていくかということを取
考えた場合に、きちんと整理をしておかなければいけない問題だというふうを受けとめてお
りますので、またそこら辺の、先ほど公園緑地課長のほうからもお話しがございましたが、
書き振りとかは考えてご相談をさせていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

【委員長】 ありがとうございます。はい。

【H臨時委員】 一言だけ。どうもわかりにくい話ばかりさせていただいて、恐縮だっ
たんですけども、つまるところ、今までは街路、道路面積を増やすことが都市の近代化と
か、そういうことにつながっていくということで、非常に熱心にやってきたんですが、逆
ではないかと。もっと緑地を増やすということは、道路を減らすということにつながって
いるわけなので、道路のあり方をむしろ縮小するというような方向で考え直すべきじゃな
いのかというようなことを、やはりこの委員会は提言したほうがいいんじゃないかと、
そういうふうなことを言いたかったんです。それだけです。

【委員長】 わかりました。

公共用地の、いかに質とニーズを合わせてと、いろいろ言い方はあるかと思ひますが、
少し工夫をしていただければと思ひます。

それで最後に、一応議事としてはこれで終わりますが、ほんとうは進行ではこちらが逆
だったかもしれませんが、最後に何か事務連絡等がもしあれば、議事としては、これです
べて終了したいと思います。どうもありがとうございました。

何か一言、事務連絡等ございましたら、ちょっと足のこともありますので、よろしくお
願ひします。

【事務局】 また、次回以降の日程は、改めてご相談させていただきたいと思ひます。
資料はいつもどおり封筒にお名前を書いて置いてくださったら、また後ほどお届けするよ
うにいたします。

次回の5月21日は、今度は国土交通省のまた6階の会議室のほうでやりたいと思ひま
す。

お帰りのほうの足なんですけれども、また小田原市さんのご協力をいただきまして、バ
スを用意していただいております。それに乗って小田原駅までお帰りいただきたいと思ひ

ます。

以上でございます。

【委員長】 ありがとうございました。

— 了 —